平成２８年（フ）第１９１号
茨城県取手市新取手２丁目13番11号、前住所茨城県取手市東２丁目１番21―103号
債務者　境　　瞳
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
茨城県取手市新町４丁目25番13―103号
債務者　小菅希代美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
茨城県取手市白山４丁目９番17号
債務者　飯塚　佳則
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2361番地の６
債務者　藪之本恒義
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４４号
千葉県館山市北条113―５―103、住民票上の住所千葉県君津市笹516番地
債務者　宮野　隆夫
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第６３号
山梨県都留市四日市場1017番地１　セイセンハイツ201
債務者　近藤　桂一
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
長野市松代町松代556番地４
債務者　春日　君枝（旧姓青戸）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
長野市戸隠祖山592番地１
債務者　山口　淳子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４４号
名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘１棟104号
債務者　内藤　和優
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０７１号
名古屋市西区大野木２丁目224番地　エスペランサ緑地公園303号、従前の住所愛知県蒲郡市竹谷町梅薮５番地１　コンフォート楓101
債務者　加我　美紀
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字定松郷121番地１　そなぎガーデンＢ棟205号
債務者　西田紗弥子（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県姫路市北平野南の町19番１号　フローラル北平野206号
債務者　小林　唯郎
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１号
松江市淞北台34番９―931号
債務者　藤田　昌男
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１４号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美369番地４
福永登美子方
債務者　鎌田　　泰
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７８２号
福岡市早良区田村３丁目31番５―405号
債務者　早瀬三惠子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０８号
福岡市早良区星の原団地15番202号
債務者　高橋　博美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９１９号
福岡市東区青葉７丁目59番22号
債務者　近江　和紀
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２６号
福岡県大野城市錦町１丁目３番15―403号
債務者　田中　十五
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部